



竹富町告示第58号

竹富町猟銃等取得促進事業補助金交付規程を次のように定める。  
令和8年5月1日

竹富町長 前泊 正人



### 竹富町猟銃等取得促進事業補助金交付規程

竹富町猟銃等取得促進事業補助金交付規程（令和8年5月1日竹富町告示第58号）を制定する。

（目的）

第1条 この規程は、有害鳥獣による農林水産物への被害防止を目的として、新たに第一種銃猟免許または第二種銃猟免許を取得した者に対し、公安委員会への銃銃等の所持許可手続きに係る経費に対する補助金を予算の範囲内で交付することについて、竹富町補助金等交付規則（昭和56年6月4日規則第4号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- （1）竹富町内に住所を有する者
- （2）町税の滞納がない者
- （3）第一種銃猟免許または第二種銃猟免許を取得し、銃銃等の所持許可を得られる者で、所持許可証の写し（銃の登録番号が明記されているものに限る）を竹富町長へ提出することができる者
- （4）銃銃等取得後は竹富町鳥獣被害対策実施隊へ加入し、有害鳥獣駆除の目的で日中にカラスならびにイノシシの捕獲等をおこなうことができる者
- （5）第6条に規定する竹富町銃銃等取得補助に関する誓約書および既往歴を記載した書面を提出することができる者
- （6）次条に定める銃銃等の使用目的を果たすことができなくなった場合は、竹富町と事前協議をおこなない、目的に沿った銃銃等の譲渡をおこなうことができる者

（銃銃等の使用目的）

第3条 補助金により購入する銃銃等の使用目的は、原則として、狩猟、有害鳥獣駆除に限る。

（補助金の交付条件）

第4条 補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）狩猟免許を補助年度内に取得すること。
- （2）銃銃、空気銃所持許可証を補助年度内に取得すること。

(3) 沖縄県猟友会竹富町地区へ加入し、狩猟に関する知識、技能の向上を図り、鳥獣被害対策実施隊員たる条件を持ち得た時点で、竹富町鳥獣被害対策実施隊へ加入し、関係法令を遵守して地域の有害鳥獣対策に努めること。

(4) その他交付決定の際に付した条件を遵守すること。

(対象経費等)

第5条 補助金の交付対象となる経費および補助率ならびに上限補助額については、銃砲所持許可手続きにかかる経費のうち別表1に掲げるとおりとする。また、猟銃等所持許可の更新に係る費用については、補助の対象としない。

(補助金の交付申請)

第6条 交付の申請においては、竹富町猟銃等取得促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて町長へ提出する。

(1) 竹富町猟銃等取得促進事業実施計画書（様式第2号）

(2) 竹富町猟銃取得補助に関する誓約書（様式第3号）

(3) 既往歴を記載した書面

(4) 購入する備品がわかる見積書の写し

(5) 竹富町義務履行確認書

(交付決定の優先順位)

第7条 補助金の申請者が多数あるときの優先順位は次に掲げるとおりとする。

(1) 新規就農者および認定農業者

(2) 農地法第3条許可者または世帯員

2 町長は、その他特別な事情があると認めるときは、前項の規定に関わらず、優先順位を定めることができる。

(補助金の交付の決定等)

第8条 町長は、第6条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、竹富町猟銃等取得促進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。ただし、次に掲げる病気にかかっている者または過去に当該病気にかかったことがあり現在も再発のおそれがある者は、補助の対象としない。

(1) 統合失調症

(2) そううつ病

(3) てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作は再発しても意識障害がもたらされないも

の及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、またはその判別に従って行動する能力を失わせ、または著しく低下させる症状を呈する病氣

(実績報告)

第9条 申請者は、公安委員会の猟銃等の所持許可が完了したときは、直ちに、竹富町猟銃等取得促進事業補助金実績報告書(様式第5号)に猟銃等の所持許可証の写しおよび領収書を添えて、竹富町長に提出しなければならない。

(補助金の請求および支払い)

第10条 補助金の請求は、実績報告書提出後におこなうものとし、補助金の支払いは、竹富町猟銃等取得促進事業補助金交付請求書(様式第6号)を竹富町長が受理した後におこなうものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請等、不正な手段により補助金交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この規定に定める事項に違反したとき。

(3) 補助金の交付を受けた5年以内に竹富町鳥獣被害対策実施隊でなくなったとき。ただし、やむを得ないと判断できる事由による場合を除く。

(その他必要事項)

第12条 この規程に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年5月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

ア 銃砲所持許可手続きにかかる関連経費

対象経費	内容	補助率
受講料	・射撃教習受講料（※1）	竹富町鳥獣被害対策実施隊員（隊員になることが確実な者を含む） の場合は定額
手数料	・猟銃等初心者講習会受講手数料 ・射撃教習資格認定申請手数料（※1） ・猟銃用火薬類等譲受許可申請手数料（※1） ・猟銃、空気銃所持許可申請手数料	
教材費	・射撃教習に係る実包費用（※1）	
備品	・ガンロッカー ・装弾ロッカー（※1） ・空気銃 ・ライフルスコープ	
旅費	・猟銃等初心者講習会の受講に係る旅費 （船賃、飛行機賃、車賃、宿泊料）	
	・射撃教習の受講に係る旅費（※1） （船賃、飛行機賃、車賃、宿泊料）	

（※1）第一種銃猟のみ

イ 上限補助額

第一種銃猟	第二種銃猟
500,000円	500,000円

注1. 補助対象経費は別表1イの上限額の範囲内で、実際に支払った額とする。

注2. 宿泊施設での宿泊に対し、県内においては1泊11千円、県外においては1泊14千円を限度とし、上限額または実際に支払った額のいずれか低い額を助成するものとする。